

よくあるご質問

1	Q	過去に補助金交付を受けた物品等を、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。過年度または同一年度において、申請した項目以外の物品等のみ申請できます。
2	Q	今年度に交付決定を受けた物品等について、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。同一の物品等を同一年度に複数回、申請することはできません。なお、申請した項目以外の物品等については、申請することができます。
3	Q	補助対象製品の購入について、区外店舗やインターネット等でも補助対象となりますか。
	A	なります。インターネット等で購入した場合でも、領収書が必要です。なお、「注文完了メール」や「適格請求書」等は、支払いが完了したことが分かりませんので、領収書の代わりにはなりません。
4	Q	レシートを領収書として提出することは可能ですか。
	A	できません。レシートでは購入者が不明となるため、領収書の提出をお願いします。
5	Q	商品券等の金券やポイント等を利用して補助対象製品を購入した場合、補助対象額はどのようになりますか。
	A	商品券等の金券やポイント等を差し引いた後の金額（実際に支払った金額）が補助対象額となります。
6	Q	設備の設置に要する費用は、全て補助対象となりますか。
	A	当該防犯設備の設置（P 6 補助対象（項目）1～19）にあつては、撤去費、出張費等は補助対象外になります。また、防犯物品の購入（P 7 補助対象（項目）1～20）にあつては、全て補助対象外になります。
7	Q	申請者がオーナーという形で、自身が住んでいない集合住宅について申請することはできますか。
	A	「共同住宅向け」で申請できます。
8	Q	防犯設備（P 6 補助対象（項目）1～14）の1項目を複数（防犯カメラ3台等）購入・設置した場合、1台ごと補助の対象となりますか。
	A	なりません。台数ごとではなく、項目ごとの合計額が対象額になります（P 6 補助対象（項目）15～19は1台分のみ）。
9	Q	店舗や事務所部分への設置は対象となりますか。
	A	なりません。本補助金事業は、住宅の防犯対策のための事業となります。ただし、自宅と兼用等の場合、家の形状、購入する物品、「住宅」部分として判別できるのであれば補助の対象となります。ご不明な場合は、事前に相談し

		てください。 例) 表札や住宅用ポストがある 等
--	--	--------------------------

1 0	Q	新築住宅に付随している防犯物品については、補助対象となりますか。
	A	防犯物品の購入・設置の領収書を提出できれば対象となります。ただし、新築物件の全体の領収書では、申請できません。
1 1	Q	防犯カメラを設置するに当たり、記録用メディア（SDカード等）を購入した場合に補助対象となりますか。
	A	防犯カメラの購入時に合わせて、必要最低限の範囲内において購入した記録用メディア（関連機器等）や電池等は補助対象となります。なお、本事業は譲渡・転売等の目的で購入した場合、補助を受けられませんので注意してください。
1 2	Q	防犯カメラは、室内に設置しても補助を受けることができますか。
	A	できません。防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐことが目的のため、犯行を行おうとする者が家屋の外から確認できる箇所に設置した場合のみが補助の対象となります。家内の監視カメラ等、外から確認できない場所に設置した場合は、補助の対象外となります。
1 3	Q	設置・取り付け等の手配ができなかった場合等に、知人に依頼した際（専門業者以外が設置交換）の謝礼・報酬等も補助対象となりますか。
	A	なりません。安全面等の観点から、専門業者の領収書があった場合に限り補助対象とします。
1 4	Q	リース契約した物品は対象になりますか。また、リース契約の月額以外の初回設置費用のみの申請は対象となりますか。
	A	なりません。リース契約は「購入」ではなく「借りている」状態のため、初回設置費用のみの申請であっても対象外となります。
1 5	Q	中古品でも補助対象となりますか。
	A	なりません。ただし、防犯機能上、有用な機器等であれば補助対象とする場合がありますが、譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む。）は対象外です。また、当該アプリ上で正規の業者として品物を売っている場合も対象外です。
1 6	Q	請求書兼口座振替依頼書について、申請者と口座の名義（補助金を受け取る人）が違うが請求できますか。
	A	できません。請求者（申請者）に対する補助金のため、申請者と口座の名義は同一人物としてください。ただし、未成年者で口座がない場合は、口座振替依頼書の提出前に相談してください。